「季刊 労働おきなわ 2024Autumn No.164」について、内容の一部に誤りがありましたので、下記の通り訂正させていただきます。

ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

【訂正箇所】P.26 労働相談 相談回答 解説 令和4年度法改正前の内容を誤って記載したため、法改正後の内容に修正

(誤)

(受給期間は)

傷病手当金は、同一の傷病について支給を開始した日から通算して 1 年 6 か月まで 受給できます。1 年 6 か月の期間中に<u>復帰し再度欠勤した場合、復帰して給与支払が</u> ある期間も 1 年6か月に含まれます。

(正)

(受給期間は)

傷病手当金は、同一の傷病について支給を開始した日から通算して 1 年 6 か月まで 受給できます。1 年 6 か月の期間中に<u>復帰し再度欠勤した際、復帰して給与支払期間が</u> ある場合、その期間は 1 年6か月に含まれません。(令和 4 年法改正後)